I 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、学校における幼児、児童及び生徒の発育及び健康の状態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の根拠

統計法(平成19年法律第53号)、統計法施行令(平成20年政令第334号) 及び学校保健統計調査規則(昭和27年文部省令第5号)による。

3 調査の範囲・対象

調査の範囲は、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、 高等学校及び中等教育学校のうち、文部科学大臣があらかじめ指定する学校(以下 「調査実施校」という。)とする。

調査の対象は、調査実施校に在籍する満5歳~17歳(令和4年4月1日現在)の 幼児、児童及び生徒とする。

なお、千葉県の調査実施校数、調査対象者数及び抽出率は、次のとおりである。

区分	県内学校数等		調査実施校等					
	学校総数	児童等総数	調査実	施校数	発育状態調査対象		健康状態調査対象	
	(校・園) A	(人) B	(校・園) C	抽出率 C/A %	者数(人) D	抽出率 D/B %	者数(人) E	抽出率 E/B %
幼稚園	586	27, 064	43	7. 3	1,689	6. 2	2,731	10. 1
小学校	763	304, 532	64	8. 4	6, 027	2. 0	36, 466	12. 0
中学校	393	158, 130	44	11. 2	5, 151	3.3	24, 167	15. 3
高等学校	181	139, 061	37	20.4	3, 318	2.4	32, 341	23. 3

- (注) 1 学校総数、児童等総数は令和4年度学校基本調査結果による。
 - 2 発育状態調査は、年齢別、男女別に抽出された者を調査対象とし、健康状態調査では、 調査実施校の在学者全員を調査対象者としている。
 - 3 幼稚園の児童等総数は「満5歳児」の人数。
 - 4 幼稚園には幼保連携型認定こども園を、小学校には義務教育学校の第1~6学年を、中学校には中等教育学校の前期課程及び義務教育学校の第7~9学年を、 高等学校には中等教育学校の後期課程をそれぞれ含む。
 - 5 高等学校の学校総数及び児童等総数には「通信制課程」を含んでいない。

4 調查事項

- (1) 幼児、児童及び生徒の発育状態(身長、体重)
- (2) 幼児、児童及び生徒の健康状態(栄養状態、脊柱・胸郭・四肢の状態、視力、聴力、 眼の疾病・異常の有無、耳鼻咽頭疾患・皮膚疾患の有無、歯及び口腔の疾病・異常の 有無、結核の有無及び結核に関する検診の結果、心臓の疾患・異常の有無、尿、 その他の疾病・異常の有無)

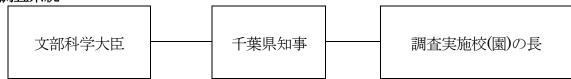
5 調査の時期

調査は、学校保健安全法による健康診断の結果に基づき、令和4年4月1日から 令和5年3月31日の間に実施した。

令和2年度から令和4年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、 例年4月1日から6月30日の間に実施される健康診断について当該年度末までに 実施することとなったため、学校保健統計調査においても調査期間を年度末まで延長 することとした。

このため、令和2年度から令和4年度の集計結果は、成長の著しい時期において測定時期を異にしたデータを集計したものとなっており、<u>令和元年度以前の数値と単純比較</u>することはできない。

6 調査系統



7 利用上の注意

- (1) 統計表の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「 」 ----該当者がいない場合
 - 「0.0」----計数が単位未満の場合
 - 「 … 」 ----調査対象とならなかった場合
 - 「 X 」----標本サイズが小さい、又は標準誤差が大きいため統計数値を公表 しない場合
- (2) 表示単位未満は、四捨五入となっている。 このため、数値の内訳と合計が一致しない場合がある。
- (3) 健康状態調査については、平成18年度から調査対象校の全在学者を対象に調査を実施した。